



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年3月31日

ケニアシリーズ（5）
～会社設立等の流れについて1～

1. 現在の状況

世界銀行が発表している「Ease of Doing Business」によれば、ケニアは「起業の容易さ」部門において189カ国中143位である²。もっとも、世界銀行の同調査によれば、2015年では、会社設立に要する日数は30日まで短縮されている。在留日本人700人以上、ケニアを訪れる日本人は年間約1万人以上に上る³。今後、経済状況を鑑みると今後ケニアの事業展開を検討される方も増えてくることは予想されることである。今後ケニアへの事業展開を検討されている方のため以下の通り記載する。

2. 事業の種類

ケニアにおける事業体としては、非公開会社⁴及び公開会社を含む登録会社、海外会社の支店、LLP⁵など様々な形態がある⁶。現段階においては、外国人投資家の多くは会社あるいは支店の設立を選択している様子である。

会社設立と外国会社の支店設立の比較

	会社	支店
最低資本要件	設立資本金の額面価値は、40,000Kshs（ケニアシリング）であることが多い。しかしながら、銀行業や保険業等特定の業種を除き、最低資本	適用なし

¹ 本記事の内容のレビューに関してケニアの法律事務所 B M Musau & Co., Advocates (<http://bmmusau.com/>) にご協力頂いた。

² <http://www.doingbusiness.org/rankings>

³ <http://www.anzen.mofa.go.jp/manual/kenya.html>

⁴ 株式の公募をすることができず、株主が50人以上を超えることができない。

⁵ 柔軟性を保ちつつ有限責任という組合と会社形態の両方の利点を融合させることを意図して設計されたものである。有限責任事業組合契約に関する法律は2012年3月に施行され、登録要件や運営及び解散について規定している。

⁶ <http://www.investmentkenya.com/step-by-step-guide-2>

AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.aialaw.co.jp

	要件は一般的には規定されていない ⁷ 。	
出資人数	2-50人の株主 ⁸ 、最低1人の取締役(Director)及び秘書役 ⁹ (Secretary)が必要 ¹⁰ 。	最低1人以上の会社に関する通知等を受け取ることのできるケニア居住者が必要 ¹¹ 。
設立に要する日数	約30日 ¹²	約4週間以下 ¹³
設立費用	資本金の額面価格によるが、100,000Kshsの資本金を有する会社の場合、合計額は凡そ10,760Kshsになる ¹⁴ 。	6,800Kshs ¹⁵
法人税率 ¹⁶	30%	37.5%

3. 会社設立のための手続き¹⁷

ケニアでは外国人も原則的には事業を営むことはできる。但し、その事業活動内容によっては、外国人持ち株比率に関していくつかの制限が設けられているので、事前に調査しておくことが望ましい。

会社は会社法(Cap486)に基づき、登記・規制される。会社を登記するための手順は以下の通りである。

1) 会社登記官による名称予約及び承認¹⁸

名称の使用可能性を確認してもらうために登記官に対して申請する¹⁹。名称の予約は通

⁷<http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/kenya/~media/giawb/doing%20business/documents/profiles/country/KEN.pdf?ver=2>

⁸ Companies Act(Cap.486)Section30(1)

⁹ 一定の資格が要求され、会社の使用人(servant)かつ役員である(Companies Act(Cap.486)Section2)。会社の規模や種類によるが、主に通知を出したり取締役会に出席し議事録を作成したり、株主名簿の記録、税務申告、コンプライアンスなどを担当する。

¹⁰ Companies Act(Cap.486)Section177,178

¹¹ KenInvest 作成にかかる「Doing Business in Kenya」参照

¹² 世界銀行 Doing Business 2015 のデータに基づく。

¹³ <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/kenya/#starting-a-business>

¹⁴ KenInvest 作成にかかる「Doing Business in Kenya」参照

¹⁵ 世界銀行 Doing Business 2015 のデータに基づく。

¹⁶ <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/kenya/#starting-a-business>

¹⁷ Keninvest 作成にかかる「Doing Business in Kenya」参照

¹⁸ <http://www.revenue.go.ke/index.php/domestic-taxes/income-tax/type-of-taxes>

¹⁹ 主に世界銀行の Doing Business 2015 のデータ並びに KenInvest が出版している“Doing Business in Kenya”に基づく。

¹⁸ Companies Act (Cap. 486) Section 19(1)(a)

¹⁹ 申請書は、法務省のウェブサイトにて閲覧できる。

<http://www.attorney-general.go.ke/Resources.html>

常 30 日間有効だが、登記官の承諾を得ることで 60 日まで延長することも可能である。

2) 基本及び付属定款の準備²⁰

会社の目的及び資本金等について規定し、それに基づき会社の運営がなされる。上記定款には各発起人による署名が必要である（1 人以上の証人も必要）²¹。

3) 会社登録のために要求される書式の記入

書式には、会社の資本申告書、取締役及び出資者の人数（form 203）、登録された事務所
の状況（form201）、会社設立に関与した弁護士の証明書（form 203）等が含まれて
いる。

4) 印紙代の支払及び基本及び付属定款、資本申告書に印紙を貼る。

5) 会社法の規定（form 208）の遵守宣誓書については、宣誓管理官(Commissioner of Oaths)や公証人の前で会社の設立に関与した弁護士、会社の取締役又は秘書役等が署名する²²。

6) 以上の必要書面を登録官に提出する。

7) スムーズに行った場合、約 7-14 日後に設立証明書が登録官により発行される²³。

最近オンライン登録の実現に向けて改革が行われているものの、ケニアでオンライン登録制度は実施されてない。昨年、The State Law Office がケニア国民に対して、携帯電話で*271#にダイヤルすることで自身の事業を登録できるサービスの開始を試みたと報道されたとのことである。しかしながら、このプログラムも実施されていない。

4. 支店の設立手続き

ケニア国外で設立された会社もケニアで登記されることで、事業活動を行うことができる（支店の規定は会社法 365 条以下）。ケニア国内においてビジネスの拠点を設立してから 30 日以内に外国企業は、以下の情報を記載した書式²⁴を会社登記官に提出しなければならない²⁵。

1) 会社定款又はその他の会社の構成を定めた証書など。英語で作成されていない場合、その法定翻訳が必要である。

2) 会社の取締役及び秘書役のリスト（form 237）

3) ケニア所在の財産に関連する限定した担保等のリスト

²⁰ Companies Act (Cap. 486) Sections 4 (1), 5, 9, 10, 11, 12

²¹ Companies Act (Cap. 486) Section 6 及び 12

²² Companies Act (Cap. 486) Section 17(2)

²³ <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/kenya/#starting-a-business>

但し、担当官によっては時間がかかる場合がある。

²⁴ <http://www.attorney-general.go.ke/Resources.html>

²⁵ Companies Act (Cap. 486) Section 366。但し、ビザ取得等考慮する場合、その取り扱いは異なるので留意が必要である。

- 4) 会社に関する通知を会社の代わりに受けることのできる一人以上のケニア居住者の名称及び住所 (form 238)
- 5) 登記された又は主要な営業所の住所 (form 250)
- 6) form 236 に規定されているその他の情報 (例) ケニアにおけるビジネスの拠点となっている住所

この手続きが完了した後、登記官が遵守証明書を発行する。外国企業の支店は、ケニアで設立されたのと同様に扱われ、土地を保有し事業活動を行うことができる²⁶。

5. その他の要件

事業を登記した後、その他の手続きも履践されなければならない。すべての事業に当てはまるものもあるが、特定の業種や制度にのみ当てはまるものもある。例えば、畜産貿易に従事する場合は、特別なライセンスの取得が要求される、特定の事業に対していかなるライセンスが必要かということについては、下記のウェブサイトが有益な情報を提供してくれている (<http://www.businesslicense.or.ke/index.php/license/details/id/260>)。

一般的に、カウンティ政府法 (County Government's Act (Act no. 17 of 2012)) の下²⁷、すべての事業は、各カウンティから毎年単一度事業許可証 (Single business permit) を取得し、通商産業省から事業許可 (Trade License) を取得しなければならないとされている。

さらに、企業は個人識別番号をケニア歳入庁 (Kenya Revenue Authority) にて登録しなければならない。登録後は、付加価値税等含むその他すべての納税義務に関して、上記番号を使用することになる。ケニア歳入省のウェブページにてオンラインで登録できる²⁸。一定数以上の従業員を雇用している事業主体は、社会保障及び健康保険に関していくつかの要件を満たす必要がある²⁹。

また、ケニアで事業を遂行する外国人にとっては、移民法 (Immigration Act) によって規定される就労許可証を取得していることが不可欠である。会社の登記並びに必要なライセンス等取得した後、外国人は、年間 100,000Kshs (さらに開始時には別途手続費用 10,000Kshs) を支払うことにより、貿易や事業に従事する目的を有する外国人に適用される G クラスの就労許可証の申し込みができる³⁰。

最後に、投資証明書がケニアの投資庁 (Kenya Investment Authority) から取得できなかった場合、当該投資は、投資促進法に従い投資庁に登録される必要はない。詳しくは、

²⁶ Companies Act (Cap. 486) Section 367

²⁷ 以前は地方自治体法 (Local Government Act (Cap 265)) により規定されていたが、2010 年に新憲法が制定され、カウンティ政府が成立したことに伴い、地方自治法は廃止された。

²⁸ <https://itax.kra.go.ke/KRA-Portal/>

²⁹ 国連開発計画 (UNDP) が 2006 年 1 月に出版した冊子 "Doing Business in Kenya" に要件のリストの概要が掲載されている。

³⁰ Kenya Citizenship and Immigration Regulations 2012 -別表 7 及び 9 参照

以前掲載した投資優遇措置に関する記事を参照して頂きたい³¹。

6. まとめ

以上の通り簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

なお、本記事につきましてご質問等ございましたら、以下にあります弊社ホームページのお問合せフォーム <http://www.ailaw.co.jp/jpn/inquiry/>まで、ご連絡お待ちしております。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勤本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

ケニアプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロザンナ ブレークリ

³¹ Investment Promotion Act, Section 6(4)